

調査レポート

2014
6

No. 215

- 道内経済の動き
- 平成26年度道内企業の新規採用と雇用動向
- 続・債権法改正の動向～「消滅時効」「保証債務」
- アジア各国の水産品事情（中国・サハリン編）
- 中国最大の貿易見本市「広州交易会」の活用について



北洋銀行

www.hokuyobank.co.jp

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
調査：平成26年度道内企業の新規採用と雇用動向	4
経営のポイント：人材確保に向け、業界の魅力PRが重要	11
経営のアドバイス：続・債権法改正の動向 ～「消滅時効」「保証債務」	14
アジアニュース：アジア各国の水産品事情 （中国・サハリン編）	22
中国最大の貿易見本市 「広州交易会」の活用について	25
主要経済指標	27

道内経済の動き

道内景気は、持ち直している。

需要面をみると、個人消費は百貨店販売額が大幅に増加しているほか、乗用車販売台数が堅調に推移するなど、消費税増税前の駆け込み需要が強くなっている。ただし、足もとでは反動減がみられる。住宅投資は駆け込み需要が一段落したこと、前年を下回っている。公共投資は前年を大きく上回っている。輸出は中東やアジア、北米向けが増加している。

生産活動は持ち直しの動きが見られる。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は件数が増加したが、負債金額は特殊要因があった前年の反動から大きく減少している。

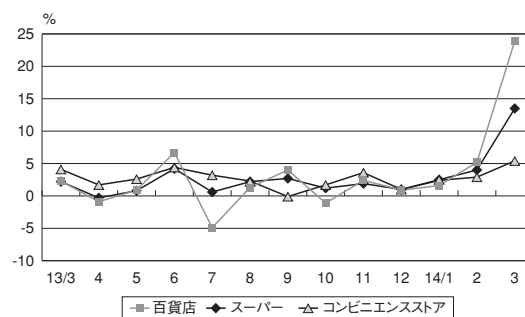
①大型小売店販売額～8か月連続で増加

3月の大型小売店販売額（全店ベース、前年比+15.9%）は、8か月連続で前年を上回った。

百貨店（前年比+23.9%）、スーパー（同+13.5%）とも、衣料品、身の回り品、飲食料品、その他のすべての品目で前年を上回った。

コンビニエンスストア（前年比+5.4%）は、6か月連続で前年を上回った。

百貨店等販売額
(前年比)



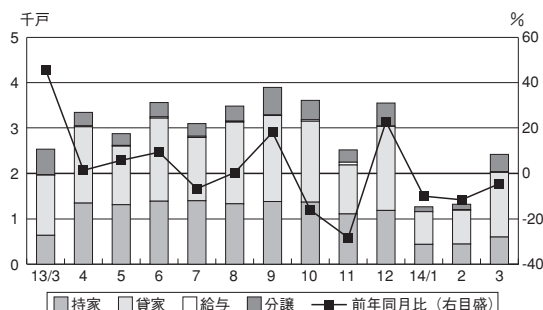
(資料：北海道経済産業局)

②住宅投資～3か月連続で減少

3月の新設住宅着工戸数は、2,421戸（前年比▲4.5%）と3か月連続で前年を下回った。利用関係別では、貸家（同+7.4%）は増加したが、分譲（同▲32.9%）、持家（同▲6.0%）が減少した。

平成25年度累計では、34,967戸（前年比▲1.6%）と4年ぶりに前年度を下回った。利用関係別では、持家（同+10.4%）は増加したが、貸家（同▲7.4%）、分譲（同▲11.1%）が減少した。

住宅着工戸数



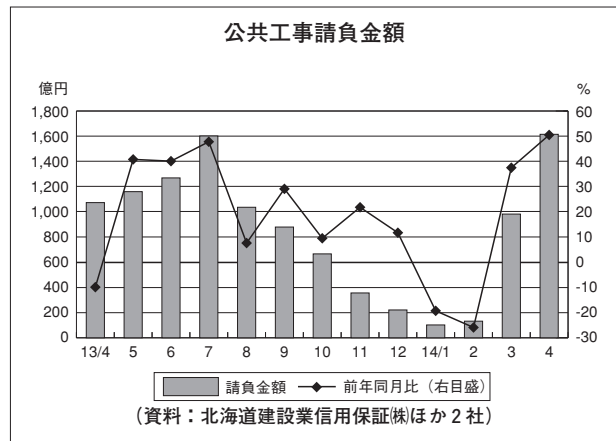
(資料：国土交通省)

③公共投資～2か月連続で増加

4月の公共工事請負金額は、1,615億円（前年比+50.5%）と2か月連続で前年を上回った。

発注者別では、国（前年比+50.6%）、北海道（同+34.6%）、市町村（同+34.3%）いずれも前年を上回った。

1～4月累計では、請負金額2,831億円（前年比+35.4%）と前年を上回って推移している。

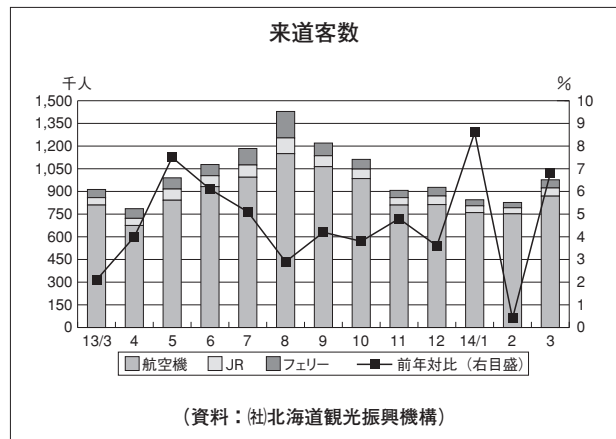


④来道客数～25か月連続で前年を上回る

3月の来道客数は、976千人（前年比+6.8%）と25か月連続で前年を上回った。

平成25年度累計では、12,278千人と前年を4.7%上回った。

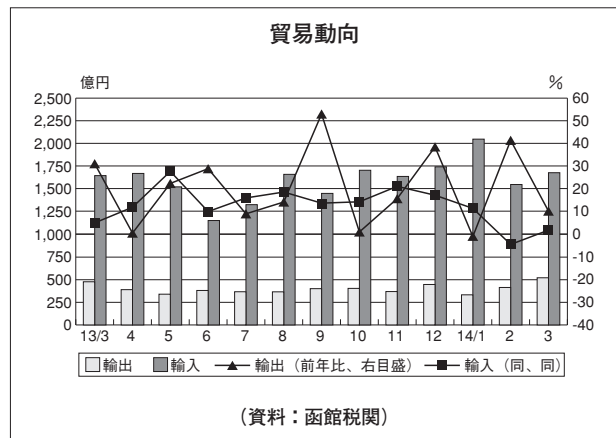
3月の新千歳空港輸送旅客数は、前年に比べ7.4%増加した。国内線（前年比+7.0%）、国際線（同+12.8%）ともに前年を上回った。平成25年度累計では、前年度に比べ7.1%増加した。



⑤貿易動向～輸出は2か月連続で増加

3月の道内貿易額は、輸出が前年比10.2%増の520億円、輸入が同1.8%増の1,678億円となった。

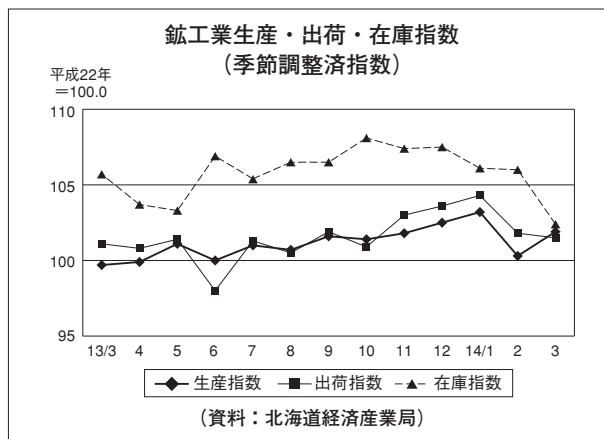
輸出は鉄鋼や船舶、自動車の部分品などが増加し、2か月連続で前年を上回った。輸入は石油製品などが増加し、2か月ぶりに前年を上回った。



⑥鉱工業生産～持ち直しの動き

3月の鉱工業生産指数は101.9（前月比+1.6%）と2か月ぶりに上昇した。前年比（原指数）では+2.2%と2か月ぶりに上昇した。

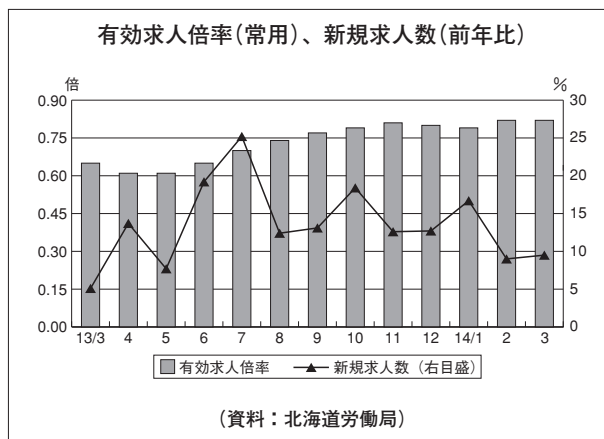
業種別では、前月に比べ、輸送機械工業、石油・石炭製品工業など10業種が低下したが、パルプ・紙・紙加工品工業、窯業・土石製品工業、一般機械工業など6業種が上昇した。



⑦雇用情勢～改善が続く

3月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.82倍となり、前月比では横ばい、前年比では0.17ポイント上昇した。前年比は50か月連続の上昇となった。

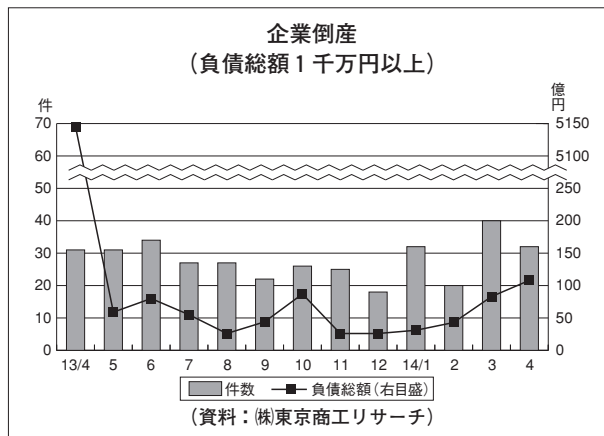
新規求人数は、前年比9.5%の増加となり、50か月連続して前年を上回った。業種別では、宿泊業・飲食サービス業（前年比+31.6%）、医療・福祉（同+9.5%）、サービス業（同+13.1%）などが増加した。



⑧倒産動向～件数は3ヶ月ぶりに増加

4月の企業倒産は、件数が32件（前年比+3.2%）、負債総額が108億円（同▲97.9%）となった。件数は3か月ぶりに増加、負債総額は6か月連続で前年を下回った。

業種別では、サービス・他が10件、建設業、小売業がそれぞれ5件などとなった。



人手不足感、一段と強まる

平成26年度道内企業の新規採用と雇用動向

要 約

1. 雇用の現状

雇用人員判断DI（マイナス29、「過剰企業の割合」－「不足企業の割合」）は前年同期より6ポイント低下し、人手不足感が一段と強まっている。

2. 新規採用状況

今春に「新卒者を採用した企業」（42%）は前年より3ポイント低下し

た。採用予定人数に対する充足率については、「予定どおり」採用できた企業（67%）が前年より11ポイント低下した。

3. 今後1年間の従業員の増減見通し

雇用方針DI（プラス23、「増員する企業の割合」－「減員する企業の割合」）は前年同期より3ポイント低下したものの、全業種でプラス水準となり、人員確保の動きが続く見込みである。

調 査 要 項

■ 調査の目的と対象

アンケート方式による道内企業の経営動向把握。

■ 調査方法

調査票を配付し、郵送または電子メールにより回収。

■ 調査内容

平成26年度の新規採用と雇用動向について

■ 判断時点

平成26年4月中旬

■ 本文中の略称

雇用人員判断DI

「過剰企業の割合」－「不足企業の割合」

雇用方針DI

「従業員を増員する割合」－「従業員を減員する割合」

■ 地域別回答企業社数

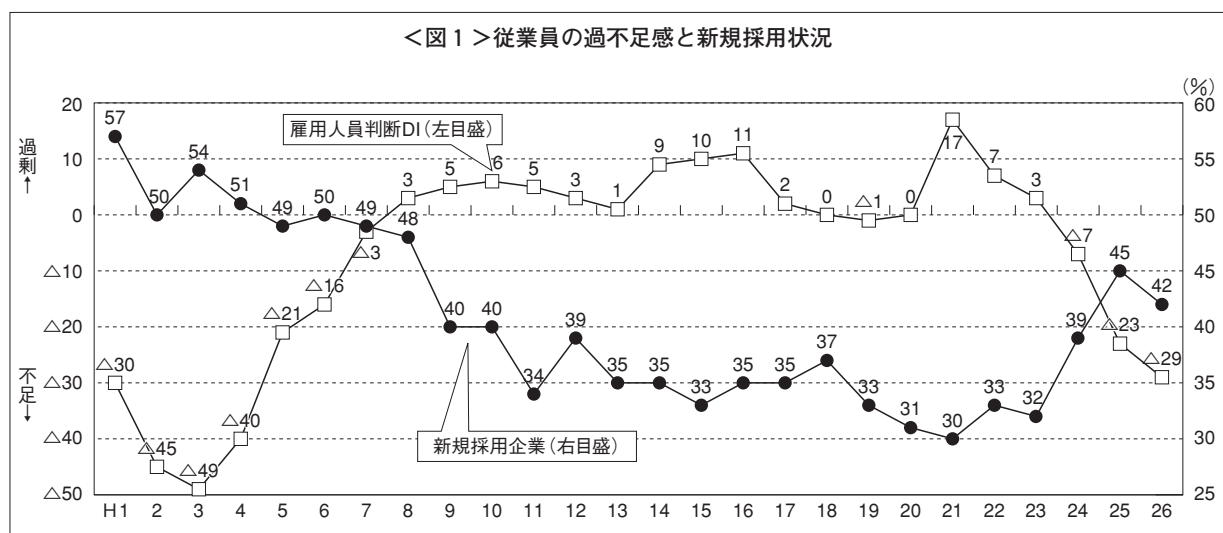
	企業数	構成比	地 域
全 道	448	100.0%	
札幌市	181	40.4	道央は札幌市を除く石狩、後志、胆振、日高の各地域、空知地域南部
道 央	99	22.1	
道 南	35	7.8	渡島・檜山の各地域
道 北	62	13.8	上川・留萌・宗谷の各地域、空知地域北部
道 東	71	15.8	釧路・十勝・根室・オホーツクの各地域

■ 業種別回答状況

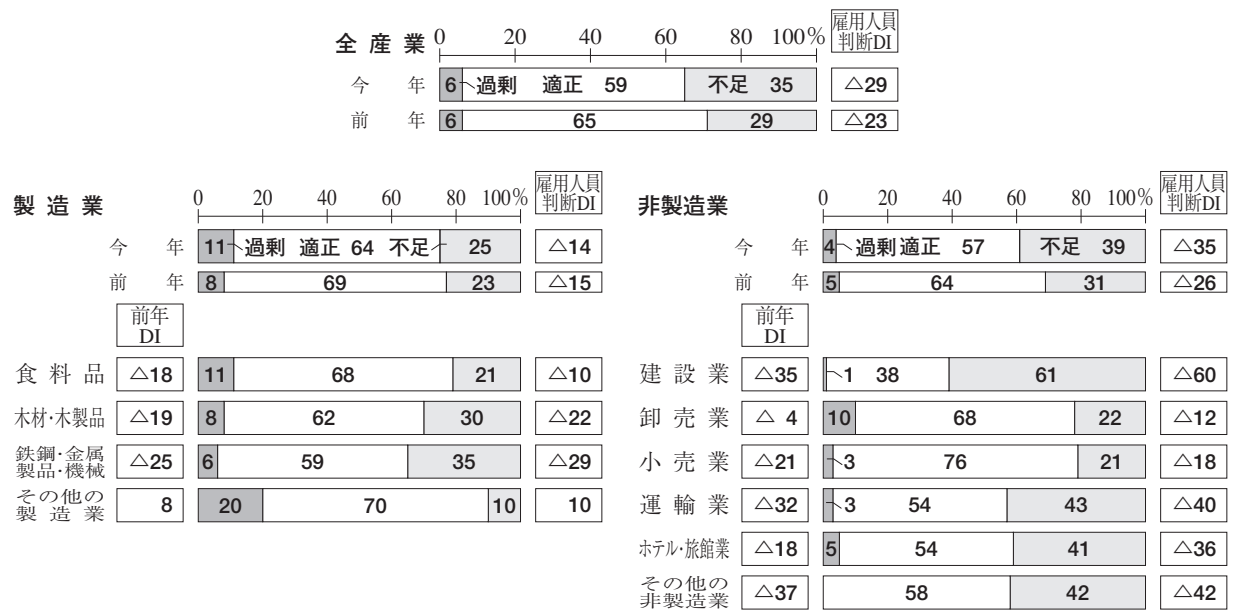
	調査企業社数	回答企業社数	回答率
全 産 業	705	448	63.5%
製 造 業	205	124	60.5
食 料 品	74	42	56.8
木 材 ・ 木 製 品	36	24	66.7
鉄鋼・金属製品・機械	57	38	66.7
そ の 他 の 製 造 業	38	20	52.6
非 製 造 業	500	324	64.8
建 設 業	125	87	69.6
卸 売 業	102	63	61.8
小 売 業	97	63	64.9
運 輸 業	51	32	62.7
ホ テ ル ・ 旅 館 業	35	23	65.7
その他の非製造業	90	56	62.2

〈表1〉項目別の要点

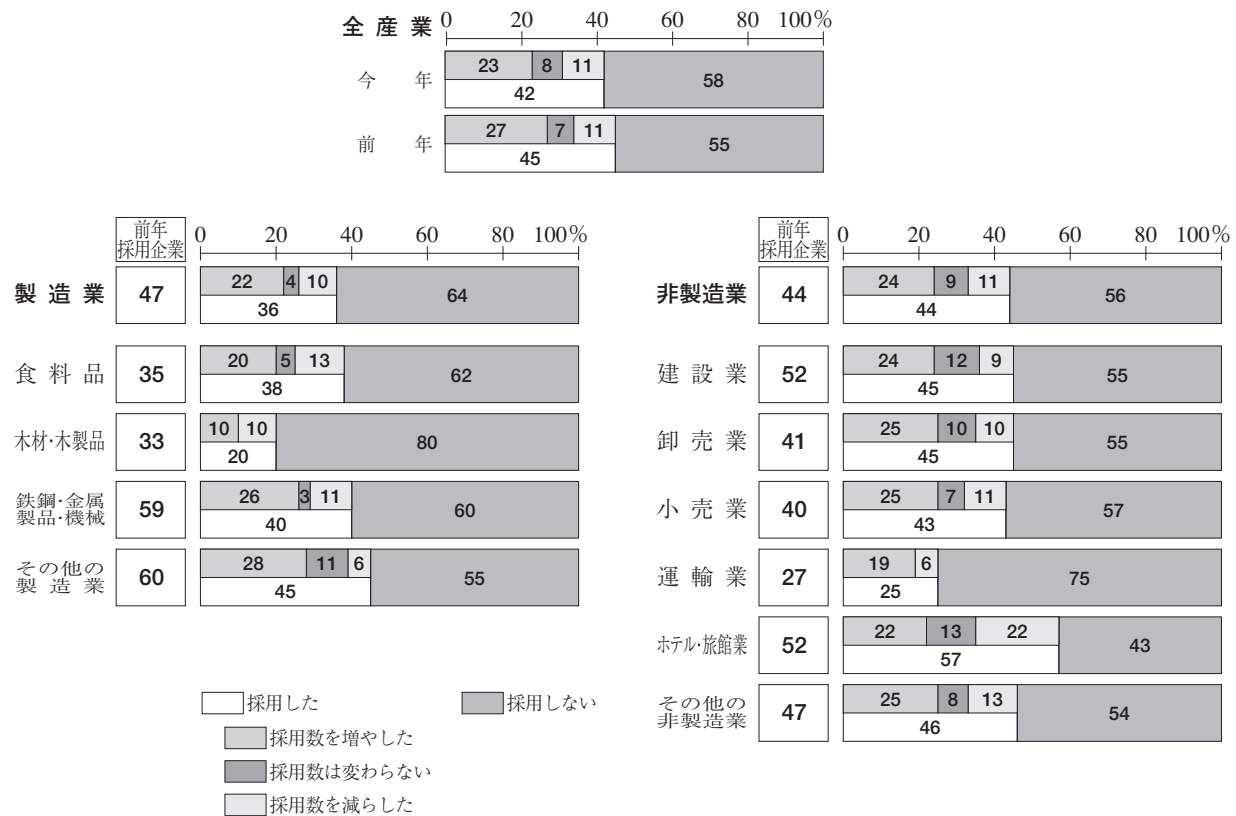
(項 目)	要 点
(1)従業員の過不足感	「不足」企業（35％）が「過剰」企業（6％）を上回る。建設業や運輸業などで不足感がかなり強い
(2)新規採用状況	採用企業（42％）は前年比3ポイント低下。「採用数増加」企業は23％、「採用数減少」企業は11％
(3)新規採用内定者の評価	「良い人材を採用できた」企業は前年と同じく54％
(4)採用予定人数に対しての充足率	「予定どおり」の企業（67％）は前年より11ポイント低下。「5～6割台」の企業（12％）が10ポイント増加
(5)採用する際の重視項目	「協調性」(76％)、「積極性」(75％)、「責任感」(70％)が多数
(6)企業の新規採用決定要因	製造業は「年齢構成の改善」(62％)、非製造業は「人手不足への備え」(50％)がそれぞれ1位
(7)新規採用実施企業の中途採用計画	「必要あれば実施する企業」(76％)は前年比5ポイント上昇
(8)新規採用しなかった企業の理由	「随時、中途採用する」企業は52％。「募集したが人材がいなかった」企業（12％）は木材・木製品（26％）、建設業（25％）が多い
(9)今後一年間の従業員の増減見通し	雇用方針DI（プラス23）は建設業（プラス31）などで高い。全業種で人員増加の見込み



＜図2＞従業員の過不足感



＜図3＞新規採用状況



〈表2〉新規採用内定者の評価

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)良い人材を採用できた	54 (54)	48 (47)	43 (64)	50 (17)	40 (32)	67 (69)	56 (57)	60 (55)	44 (41)	63 (59)	71 (56)	42 (45)	60 (75)
(2)従来と変わらない	42 (42)	48 (51)	43 (27)	50 (83)	60 (68)	33 (31)	40 (38)	35 (38)	52 (54)	33 (32)	29 (44)	58 (55)	36 (21)
(3)良い人材を採用できず	4 (4)	4 (2)	14 (9)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (5)	5 (7)	4 (5)	4 (9)	— (—)	— (—)	4 (4)

() 内は前年実績

〈表3〉採用予定人数に対する充足率

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)予定どおり	67 (78)	72 (90)	66 (84)	50 (100)	80 (90)	78 (93)	66 (73)	71 (71)	74 (82)	59 (80)	100 (34)	42 (83)	60 (75)
(2)9割台	7 (5)	7 (—)	7 (—)	— (—)	7 (—)	11 (—)	7 (6)	3 (5)	4 (—)	11 (10)	— (22)	8 (—)	12 (9)
(3)7～8割台	9 (10)	9 (4)	7 (8)	50 (—)	— (—)	11 (7)	9 (12)	5 (11)	9 (18)	7 (10)	— (22)	42 (17)	8 (4)
(4)5～6割台	12 (2)	5 (2)	— (—)	— (—)	13 (5)	— (—)	14 (2)	15 (4)	13 (—)	19 (—)	— (—)	8 (—)	16 (4)
(5)3～4割台	2 (2)	5 (4)	13 (8)	— (—)	— (5)	— (—)	1 (2)	3 (2)	— (—)	— (—)	— (11)	— (—)	— (—)
(6)1～2割台	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (2)	— (—)	— (—)	4 (—)	— (11)	— (—)	— (4)
(7)1割未満	2 (2)	2 (—)	7 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (3)	3 (7)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (4)

() 内は前年実績

※〈表2〉～〈表6〉は新規採用を実施した企業の数値である。

〈表4〉採用する際の重視項目（複数回答）

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)協調性	① 76 (71)	② 71 (75)	③ 69 (58)	② 75 (86)	① 80 (74)	③ 56 (85)	① 78 (70)	① 77 (75)	① 77 (78)	② 73 (39)	③ 75 (89)	① 92 (75)	① 80 (73)
(2)積極性	② 75 (78)	① 80 (80)	① 88 (75)	② 75 (86)	① 80 (68)	② 67 (100)	② 73 (77)	② 67 (83)	① 77 (78)	① 77 (70)	① 88 (89)	② 85 (75)	③ 64 (69)
(3)責任感	③ 70 (76)	⑥ 66 (73)	⑥ 63 (58)	⑤ 50 (86)	③ 67 (79)	① 78 (69)	③ 71 (78)	⑤ 59 (70)	① 77 (83)	③ 65 (78)	① 88 (78)	③ 77 (83)	① 80 (85)
(4)誠実性	⑥ 61 (65)	③ 68 (69)	② 81 (92)	⑤ 50 (100)	③ 67 (68)	③ 56 (31)	⑤ 58 (64)	⑤ 59 (66)	⑥ 46 (65)	③ 65 (52)	⑥ 38 (67)	③ 77 (67)	⑥ 60 (69)
(5)コミュニケーション能力	⑤ 55 (50)	④ 46 (41)	⑤ 50 (25)	① 100 (43)	④ 33 (42)	④ 33 (54)	⑤ 58 (53)	③ 62 (40)	⑥ 69 (61)	④ 42 (48)	④ 63 (56)	④ 54 (67)	④ 60 (65)
(6)一般常識	④ 43 (41)	③ 32 (41)	④ 44 (25)	④ 25 (29)	④ 27 (53)	④ 22 (46)	④ 46 (41)	④ 49 (43)	④ 58 (48)	④ 27 (26)	④ 25 (22)	④ 39 (50)	④ 60 (46)
(7)自立性	⑦ 27 (23)	⑦ 30 (20)	⑦ 31 (17)	⑦ 25 (29)	⑦ 27 (26)	⑦ 33 (8)	⑦ 26 (24)	⑦ 21 (23)	⑦ 35 (39)	⑦ 35 (17)	⑦ 38 (11)	⑦ 23 (25)	⑦ 12 (23)
(8)専門知識	⑧ 18 (16)	⑧ 18 (12)	⑧ 13 (8)	⑧ — (14)	⑧ 13 (16)	⑧ 44 (8)	⑧ 18 (18)	⑧ 26 (28)	⑧ 8 (13)	⑧ 12 (13)	⑧ 25 (—)	⑧ — (8)	⑧ 28 (19)
(9)地元出身者である	⑨ 11 (9)	⑨ 11 (14)	⑨ 19 (17)	⑨ 25 (29)	⑨ — (11)	⑨ 11 (8)	⑨ 11 (7)	⑨ 15 (11)	⑨ 8 (9)	⑨ 15 (9)	⑨ 13 (—)	⑨ — (8)	⑨ 8 (—)
(10)リーダーシップ	⑨ 9 (6)	⑨ 9 (10)	⑥ 6 (8)	⑦ 25 (14)	⑥ 7 (5)	⑦ 11 (15)	⑨ 9 (5)	⑧ 8 (—)	⑥ 4 (9)	⑦ 19 (13)	⑦ 13 (—)	⑧ 8 (8)	④ 4 (4)
(11)学業成績	⑧ 8 (7)	⑨ 9 (4)	⑧ — (—)	⑧ 25 (—)	⑧ 20 (5)	⑧ — (8)	⑦ 7 (8)	⑧ 8 (11)	⑧ 8 (9)	④ 4 (17)	⑧ — (—)	⑧ — (—)	⑧ 16 (—)
(12)公的資格がある	⑥ 6 (7)	② 2 (2)	⑧ — (—)	⑧ — (—)	⑦ 7 (5)	⑧ — (—)	⑦ 7 (9)	⑧ 8 (9)	④ 4 (4)	⑧ 8 (9)	⑦ 25 (11)	⑧ — (—)	⑧ 8 (19)
(13)その他	⑩ 2 (2)	⑩ — (—)	⑩ — (—)	⑩ — (—)	⑩ — (—)	⑩ — (—)	⑩ 2 (2)	⑩ — (2)	⑩ — (4)	④ 4 (4)	⑩ — (—)	⑩ — (—)	⑧ 8 (—)

○内数字は業種内の順位 （ ）内は前年実績

〈表 5〉 企業の新規採用決定要因（複数回答）

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)年齢構成の改善を図る	① 52 (51)	① 62 (47)	① 56 (18)	40 (29)	① 80 (50)	① 56 (77)	② 48 (53)	② 62 (67)	② 41 (52)	② 39 (44)	③ 25 (33)	① 46 (33)	① 54 (52)
(2)将来の人手不足に備える	② 48 (42)	② 42 (37)	② 44 (36)	① 80 (14)	33 (55)	33 (23)	① 50 (44)	① 67 (67)	② 41 (26)	① 42 (26)	① 88 (67)	① 46 (58)	33 (19)
(3)業績の推移を重視	③ 42 (37)	③ 40 (35)	25 (18)	② 60 (29)	② 40 (35)	① 56 (54)	③ 42 (38)	③ 51 (38)	56 (39)	23 (39)	25 (22)	③ 39 (42)	② 42 (41)
(4)人材確保の好機である	30 (29)	33 (28)	25 (36)	20 (29)	② 40 (30)	44 (15)	29 (29)	23 (21)	7 (35)	② 39 (26)	② 50 (22)	③ 39 (25)	② 42 (44)
(5)生産販売部門の強化を図る	24 (29)	31 (39)	31 (36)	② 60 (71)	20 (25)	33 (46)	22 (25)	13 (15)	① 48 (52)	15 (30)	13 (－)	－ (8)	29 (30)
(6)退職者の補充にとどめる	19 (23)	31 (29)	③ 38 (46)	－ (43)	20 (25)	① 56 (15)	15 (20)	8 (19)	26 (26)	15 (13)	－ (33)	23 (25)	17 (19)
(7)景気動向を重視	15 (16)	20 (16)	13 (9)	40 (－)	13 (20)	33 (23)	14 (16)	23 (27)	11 (9)	4 (9)	－ (22)	31 (17)	8 (7)
(8)事業の拡大を図る	14 (17)	11 (14)	19 (46)	－ (14)	7 (5)	11 (－)	15 (18)	13 (10)	22 (22)	19 (30)	－ (11)	－ (17)	17 (22)
(9)その他	－ (1)	－ (2)	－ (9)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (1)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (8)	－ (－)

○内数字は業種内の順位 () 内は前年実績

〈表 6〉 新規採用実施企業の中途採用計画

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)必要あれば随時、中途採用をする	76 (71)	78 (70)	75 (73)	100 (71)	73 (70)	78 (67)	75 (72)	79 (73)	70 (50)	70 (78)	75 (89)	77 (75)	79 (78)
(2)中途採用はしない	5 (7)	2 (－)	6 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	7 (9)	3 (6)	4 (17)	15 (18)	25 (－)	－ (8)	4 (4)
(3)未定	19 (22)	20 (30)	19 (27)	－ (29)	27 (30)	22 (33)	18 (19)	18 (21)	26 (33)	15 (4)	－ (11)	23 (17)	17 (18)

() 内は前年実績

〈表 7〉新規採用しなかった企業の理由（複数回答）

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(1)随時、中途採用する	① 52 (54)	① 40 (47)	② 36 (59)	① 32 (46)	① 48 (31)	② 46 (40)	① 58 (56)	① 50 (52)	② 41 (53)	① 63 (44)	① 77 (76)	② 60 (40)	① 69 (66)
(2)現従業員で十分	② 38 (42)	② 39 (41)	① 48 (41)	② 26 (31)	② 30 (46)	① 55 (50)	② 37 (43)	18 (32)	① 56 (56)	② 54 (50)	② 23 (40)	① 70 (50)	② 24 (34)
(3)パート・アルバイトを活用する	③ 18 (20)	③ 17 (29)	③ 20 (46)	16 (23)	③ 13 (15)	③ 18 (20)	③ 18 (17)	9 (11)	6 (3)	③ 43 (38)	5 (8)	③ 30 (30)	③ 21 (19)
(4)募集したが、人材がいなかった	12 (7)	10 (7)	— (5)	② 26 (8)	③ 13 (8)	— (10)	13 (7)	② 25 (14)	6 (3)	9 (6)	9 (—)	10 (10)	10 (9)
(5)教育・訓練に時間がかかる	11 (11)	8 (10)	4 (9)	11 (15)	4 (8)	③ 18 (10)	13 (12)	③ 21 (23)	③ 15 (6)	6 (6)	③ 14 (12)	10 (20)	7 (6)
(6)採用する余裕がない	9 (12)	10 (12)	16 (—)	11 (31)	9 (8)	— (20)	8 (12)	7 (18)	③ 15 (9)	9 (12)	— (4)	— (10)	10 (13)
(7)その他	5 (2)	3 (2)	4 (—)	— (—)	4 (—)	— (10)	6 (2)	14 (—)	3 (3)	3 (3)	5 (—)	— (—)	3 (6)

○内数字は業種内の順位 （ ）内は前年実績

※〈表 7〉は新規採用を実施しなかった企業の数値である。

〈表 8〉今後 1 年間の従業員の増減見通し

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館業	その他の非製造業
(A)増加する	30	24	17	25	35	15	33	38	37	23	28	18	40
(B)変わらない	63	69	73	75	60	75	59	55	55	69	63	78	51
(C)減少する	7	7	10	0	5	10	8	7	8	8	9	4	9
雇用方針DI（A－C）	23	17	7	25	30	5	25	31	29	15	19	14	31
前年同時期DI	26	27	27	10	30	36	26	37	19	19	21	0	35

人材確保に向け、業界の魅力PRが重要

〈企業の生の声〉

今回の調査では、道内企業の人手不足感が一段と強まり、従業員を増加させようとする動きが各業種で見られます。一方で、応募者不足により予定の採用人数を確保できなかった企業も増えています。景気回復や震災復興工事の需要によって、道外からの求人数も増える中で、いかにして業界や会社の魅力をPRしていくかが重要となりそうです。

以下に企業から寄せられた生の声を紹介いたします。

＜飲料水製造業＞ 学歴や経験は問わずに人間性を重視している。やる気があるかないかを判断して採用する。

＜水産加工業＞ 物事に柔軟に対応できる人物、特に固定観念に囚われない若い人材を採用する。

＜木製品製造業＞ 学校などへ求人は出しているが、生徒数が減少して応募者がいない。転職組を採用することも視野に入れる。

＜製材業＞ 繁忙期には人手不足感があるが、通年雇用をするまでの余裕は無い。

＜鉄鋼製品製造業＞ 若者に対して「見て覚えろ」は通用しないと悟り、少しずつ教育・指導に対する意識が変わってきた。今年は久しぶりに新卒者が入ることから、在籍社員が刺激を受けることに期待している。

＜金属製品製造業＞ 既存の人材のモチベーションを保つために、新卒者を基礎から育てる方針を取ってきたが、ここにきて、問題意識を持って自分から動く者と、動かない者に分かれてしまった。今春は技術経験者を採用し、社内全体の士気を新たに高めたい。

＜金属製品製造業＞ 新規採用を行って人材を確保したいが、現在の従業員の給与アップや教育が先であるように思う。

＜機械器具製造業＞ 受注増加による人手不足を派遣・パートで補っているが、単一の業務への従事が主となっている。有用な人材は常用に切り替えて、技術の伝承や多能化を図っていく。

＜肥料製造業＞ 製造コストアップにつながる従業員採用は、諸経費が値上がりしている状況では消極的にならざるを得ない。

＜建設業＞ 26年度春の大卒者の新卒採用を行うつもりで求人活動を行ったが応募者がいなかった。

＜建設業＞ 公共事業の増加により、即戦力技術者の確保が急務。新卒者の採用計画も綿密に立てているが、いずれも採用に至っていない。各大学での企業アピールや、採用担当教授との情報交換を行っているが、新卒技術者は公務員や大手ゼネコンが第一希望のようだ。

＜建設業＞ 建設業は、ここ1～2年は公共投資予算の増額によって人手不足が深刻であるが、次年度以降の予算は不透明であるので、新規雇用については慎重にならざるを得ない。

＜建設業＞ 技術専門職の育成には時間と経験が必要であり、長期的な業績や業界動向等を検討して新規採用を行っていく。

＜建設業＞ 技術職の求人は出し続けているが、業界に対する将来性などの判断からか、応募者が極めて少ない。人材確保のために賃金面などを見直すことも検討したいが、利益率が改善されるまでには時間を要するため、現段階では難しい。

＜建具工事業＞ 現場や顧客に対応するためのスキルは、習得に時間を要するので、従業員の教育・訓練を確実に定例化させなければならない。

＜電気工事業＞ 募集に対する希望者が少ない。業界として、新卒者が多く希望するような待遇や業界の魅力をアピールする必要があるだろう。

＜乾物卸売業＞ 最低賃金の見直しにより人件費の増加が懸念されるが、中長期の人材確保のために計画的な採用を検討したい。

＜鋼材卸売業＞ 数年間業績が思わしくなく新卒採用を実施できなかったが、今年は再開することができた。これによって年齢構成の改善や将来の人手不足に備えることができる。

＜機械器具卸売業＞ 新卒採用は大手の工場や上場企業が多くの人材を採用し、中小企業まで人材が回らなかった。学生の安定志向も強い。給与など採用条件の変更も必要だろう。

＜機械器具卸売業＞ 新卒者は成長に時間が掛かり、定着性も良くなかった。最近では、定年職員の入れ替えは、20代の希望者を正社員として中途採用し対応している。

＜業務用品卸売業＞ 小規模企業の場合は、より良い人材の確保のために早い時期に内定を出しても辞退されるケースも多い。一方で、年度末近くの採用活動では求める人材が少なく、対応に苦慮している。

＜玩具卸売業＞ 業容に合わせた適正人員とするため、新卒採用を行っていなかった。必要に応じて欠員補充は行っていたが、年齢層にギャップが見られ始めたことから、将来を見据えて新卒採用を実施する計画である。

＜自動車小売業＞ 整備士の採用は今後、より厳しくなっていくだろう。採用したくても採れない状況になる。

＜燃料小売業＞ 競合先の撤退が数か所あり、顧客取り込みのチャンスであるが、それには人員の配置増も必要。人件費増加分を収益でカバーできるかが問題。

＜作業用品店＞ 前年より他社の採用人数が増えてきており、採用が難しくなっている。

<運輸業> 従業員の高齢化によって定年退職する社員が毎年いる。運転手に欠員が発生して、稼働しない車が出てきているが、募集しても応募が無い状態が続いている。

<運輸業> 社員教育の見直しと賃上げを見据えながら、人員不足解消に努めなければならない。新規採用の費用を考えて、5年、10年の長いスパンで年齢構成の是正を図っていく。

<運輸業> 運転手は大型免許が必要であり、業種柄新卒採用は行わずに経験者を中途採用していたが、運転手不足が進む中で未経験者の採用も始めた。

<都市ホテル> 従業員の若返りを図りたいが、費用増加等を考えるとなかなか実施できない。

<廃棄物処理業> 新卒採用は事業計画に基づき実施しているが、退職発生等による計画外の中途採用は有効求人倍率の改善が続く中で、思うような人材が採用できなくなってきている。中途採用者の賃金を引き上げて人員確保を図ることも検討したいが、既存従業員との賃金バランスが崩れることから躊躇している。

<倉庫業> 景気は回復傾向にあるようだが、自社の売上、利益に反映されるまでは新規採用は難しい。

<幼稚園> 大学等での職業教育を、業種の特徴を学ばせることに重点を置いたものになると、雇用のミスマッチを防ぐことができ、定着率が上がると思われる。

続・債権法改正の動向 ～「消滅時効」「保証債務」

金融財政事情出版部 嘱託
(元北洋銀行融資第二部指導役)
高橋 俊樹

債権法改正の動向については、そのうちの「契約」に関する部分を本誌No. 208 (2013年11月号)、No. 209 (同年12月号) にて紹介しましたが、今回は「消滅時効」及び「保証債務」にかかる部分を、その後の関係者のコメント等も含めて、簡単に紹介したいと思います。なお、債権法改正作業は、「中間試案」に対するパブリックコメントの集約が終わり、昨年7月以降は法制審議会の民法(債権関係)部会にて「改正要綱案」の取りまとめに入っており、早ければ今年7月にも「改正要綱仮案」が公表される予定で、その内容が注目されます。

◆消滅時効(中間試案:第7)

本誌No. 153 (2009年4月号) で紹介した、学者有志による「民法(債権法)改正検討委員会」の「債権法改正の基本方針」に掲げられたような内容をもとに、以下のような試案がまとめられました。なお、前記基本方針に盛られていた「債権時効」への呼称変更は見送られています。

1. 職業別の短期消滅時効の廃止(民法170条から174条関係)

民法第170条から第174条までを削除するものとする。

→現民法の規定する下記の職業別短期消滅時効を廃止するものです。この点については、前記基本方針においても時効期間の簡素化が提言されています。

- ・医師・助産婦・薬剤師の診療・助産・調剤に関する債権、工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権に対する3年の消滅時効(170条)
- ・弁護士・弁護士法人、公証人が、職務に関して受け取った書類に関して負う責任に対する3年の消滅時効(171条)、及び職務に関する債権に対する2年の消滅時効(172条)
- ・生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物・商品の代価債権に対する2年の消滅時効(173条1号)
- ・自己の技能を用い注文を受けて物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権に対する2年の消滅時効(173条2号)
- ・学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権に対する2年の消滅時効(173条3号)
- ・以下の債権に対する1年の消滅時効(174条)
 - i 一月以下の短期間で定めた使用人の給料
 - ii 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価
 - iii 運送費、動産の損料

- iv 旅館の宿泊料、料理店の飲食料、貸席又は娯楽場の席料・入場料、及びこれらの者が有する消費物の代価又は立替金

2. 消滅時効における原則的な時効期間と起算点（民法166条1項、167条1項関係）

中間試案では、原則的な時効期間と起算点につき以下の2案が提示されました。

[甲案]「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持した上で、「10年間」(民法第167条第1項)という時効期間を「5年間」に改める。

[乙案]「権利を行使することができる時から10年間」という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から「3年間／4年間／5年間」という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

(注)「権利を行使することができる時から10年間」という時効期間を維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

→前記中間試案は、その後[乙案]を以下のように修正した「たたき台」が提示され、さらに検討が行われています。

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改める。

- (1) 債権者が権利を行使することができること及び債務者を知った時から5年間行使しないとき。
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

現行の消滅時効の進行起算点である「権利を行使することができる時」のほかに、(1)のいわゆる主観的起算点を加えた上で、前者の場合の10年間の時効期間を、後者の場合には5年間に短縮するという方向が示されています。

3. 定期金債権の消滅時効（民法168条1項関係）

- (1) 民法第168条第1項前段の規律を改め、定期金の債権についての消滅時効は、次の場合に完成するものとする。

ア 第1回の弁済期から10年間行使しないとき

イ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がある場合には、最後の弁済の時から10年間行使しないとき

ウ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がない場合には、次の弁済期から10年間行使しないとき

- (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。

→現行の20年間の時効期間を10年間（今後、さらに検討）に短縮するものです。

4. 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法724条関係）

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

5. 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体〔又はこれらに類するもの〕の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記2における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

→このような特則を設けないとする考え方もあります。

6. 時効期間の更新事由（民法147条、156条、157条関係）

時効の中断事由の規律（民法第147条ほか）を次のように改めるものとする。

- (1) 時効期間は、次に掲げる事由によって更新されるものとする。

ア 確定判決によって権利が確定したこと。

イ 裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したこと。

ウ 強制執行又は担保権の実行としての競売手続が終了したこと（権利の満足に至らない場合に限る）。ただし、当該手続が権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときを除くものとする。

エ 相手方の権利を承認したこと

- (2) 上記(1)ア又はイに該当するときは、それぞれの確定の時から新たに10年間（今後、さらに検討）の時効期間が進行を始めるものとする。

- (3) 上記(1)ウに該当するときは当該手続が終了した時点から、上記(1)エに該当するときはその承認があった時から、新たに前記2又は4の原則的な時効期間と同一の時効期間が進行を始めるものとする。ただし、従前の時効期間の残存期間が原則的な時効期間より長い場合には、時効期間の更新の効力が生じないものとする。

→現行の時効中断事由のうち、裁判上の請求、差押え・仮差押の申立ては時効の停止事由に移されており、時効中断事由は、裁判等により権利が確定した場合と相手方による承認に限ることとされています。

7. 時効の停止事由（民法149条から155条、158条から161条関係）

時効の停止事由に関して、民法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げる事由がある場合において、前記6(1)の更新事由が生ずることなくこれらの手続が

終了したときは、その終了の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度のこれらの手続については、時効の停止の効力を有しないものとする。

ア 裁判上の請求

イ 支払督促の申立て

ウ 和解の申立て又は民事調停法・家事事件手続法による調停の申立て

エ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

オ 強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て

カ 仮差押命令その他の保全命令の申立て

(2) 上記(1)アによる時効の停止の効力は、債権の一部について訴えが提起された場合であっても、その債権の全額に及ぶものとする。

(3) 民法第155条の規律を改め、時効の受益者以外の者に対する上記(1)オ又はカの申立ては、受益者に通知をした後でなければ、時効の停止の効力を生じないものとする。

(4) 民法第153条の規律を改め、催告があったときは、その時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度の催告は、時効の停止の効力を有しないものとする。

(5) 民法第161条の規律を改め、時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のために上記(1)アからカまでの手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しないものとする。

(6) 当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、次に掲げる期間のいずれかを経過するまでの間は、時効は完成しないものとする。

ア 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6カ月

イ 上記合意があった時から1年（今後、さらに検討）

(注) (6)については、このような規定を設けないとする考え方がある。

→裁判上の請求、和解・調停の申立て、破産・民事再生・会社更生手続への参加、民事執行手続の申立て、仮差押命令・保全命令の申立てについては、時効の中断効はなく、時効の進行が停止するに留まることとされています。未成年者又は成年被後見人と時効の停止（民法158条）、夫婦間の権利の時効の停止（民法159条）、相続財産に関する時効の停止（民法160条）の諸規定は現行通り維持される方向です。

8. 時効の効果（民法144条、145条関係）

消滅時効に関して、民法第144条及び第145条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 時効期間が満了したときは、当事者又は権利の消滅について正当な利益を有する第三者は、消滅時効を援用することができるものとする。

(2) 消滅時効が援用された権利は、時効期間の起算日に遡って消滅するものとする。

(注) (2)については、権利の消滅について定めるのではなく、消滅時効の援用がされた権利の履行を請求することができない旨を定めるという考え方がある。

→時効を援用できる者を、現行の「当事者」のほか、「権利の消滅につき正当な利益を有する第三者」が加えられています。なお、議論のあった時効援用権の事前放棄については採択が見送られ、現行の民法146条が維持される見込みです。

◆保証債務（中間試案：第17）

保証債務については、付従性、主債務者の有する抗弁権の扱い、求償権、根保証などの改正に加えて、個人保証に係る規律の新設が提示されています。

1. 保証債務の付従性（民法448条関係）

保証債務の付従性に関する民法第448条の規律を維持した上で、新たに次のような規律を付け加えるものとする。

- (1) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に減縮された場合には、保証人の負担は、主たる債務の限度に減縮されるものとする。
- (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重された場合には、保証人の負担は、加重されないものとする。

→現行民法448条の規定に加えて、上記(2)を明文化する趣旨と考えられます。

2. 主たる債務者の有する抗弁（民法457条2項関係）

民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁権をもって債権者に対抗することができるものとする。
- (2) 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者が主たる債務の履行を免れる限度で、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。

→「保証人は主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗できる」という現行民法457条2項の規定の趣旨は、相殺が可能な範囲内で弁済を拒絶する抗弁権を保証人に与えるものに過ぎないと解されており、今般の改正はこの点を明確化するものとなっています。現行法に規定がない取消権、解除権についても同様規定を置くこととされています。

3. 保証人の求償権

- (1) 委託を受けた保証人の求償権（民法459条、460条関係）

民法第459条及び第460条の規律を基本的に維持した上で次のように改めるものとする。

ア 民法第459条第1項の規律に付け加えて、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の期限が到来する前に、弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者は、主たる債務の期限が到来した後に、債

務が消滅したときに利益を受けた限度で、同項による求償に应ずれば足りるものとする。

イ 民法第460条第3号を削除するものとする。

→債務者から委託を受けた保証人の求償権につき、民法459条1項に事前求償権にかかる規定を新たに盛り込むものです。また、事前求償権についての民法460条1号、2号の規定は維持される方向ですが、460条3号は事前求償権制度に馴染まないものとして削除方針となっています。

(2) 保証人の通知義務（民法463条関係）

民法第463条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人が弁済その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせる行為をしたにもかかわらず、これを主たる債務者に通知することを怠っている間に、主たる債務者が善意で弁済その他免責のための有償の行為をし、これを保証人に通知したときは、主たる債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができるものとする。

イ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたにもかかわらず、これを保証人に通知することを怠っている間に、保証人が善意で弁済その他免責のための有償の行為をし、これを主たる債務者に通知したときは、保証人は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができるものとする。

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けずに保証をした場合（主たる債務者の意思に反して保証した場合を除く）において、保証人が弁済その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせる行為をしたにもかかわらず、これを主たる債務者に通知することを怠っている間に、主たる債務者が善意で弁済その他免責のための有償の行為をしたときは、主たる債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができるものとする。

4. 連帯保証人に対する履行の請求の効力（民法458条関係）

連帯保証人に対する履行の請求は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、主たる債務者に対してその効力を生じないものとする。

（注）連帯保証人に対する履行の請求が相対的効力事由であることを原則としつつ、主たる債務者と連帯保証人との間に協働関係がある場合に限りこれを絶対的効力事由とする考え方がある。

5. 根保証（民法465条の2、465条の3、465条の4関係ほか）

(1) 民法第465条の2（極度額）及び第465条の4（元本確定事由）の規律の適用範囲を拡大し、保証人が個人である根保証契約一般に適用するものとする。

(2) 民法第465条の3（元本確定期日）の規律の適用範囲を上記(1)と同様に拡大するかどうかについて、引き続き検討する。

(3) 一定の特別な事情がある場合に根保証契約の保証人が主たる債務者の元本の確定を請求することができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

→現行の貸金等根保証契約にかかる規定の適用範囲を、個人の根保証契約一般に拡大しようとするものです。(3)については個人保証に限定されるものではありません。

6. 保証人保護の方策の拡充

中間試案では、保証人が個人である場合の保護方策を新たに規定化することが問題提起されています。ただしこれらについては、全国銀行協会と日本商工会議所が設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」による「経営者保証に関するガイドライン」が平成25年12月に公表され、平成26年2月1日より適用が開始されており、債権法改正を先取りする動きとして注目されます。

(1) 個人保証の制限

次に掲げる保証契約は、保証人が主たる債務者の「いわゆる経営者」であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの。

イ 債務者が事業者である資金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの。

→貸金等根保証契約や事業性の貸金等債務にかかる保証契約であって、経営者以外の個人第三者が保証人となるものを無効とする趣旨の提案です。「いわゆる経営者」に実質的経営者を含めるか、保証人の自発的保証意思が確認できる場合に当該保証契約を有効とするか等について、なお議論が行われています。

(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、次のような事項を説明しなければならないものとし、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 保証人は主たる債務者が債務を履行しないときにそれを履行する責任を負うこと

イ 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁権、検索の抗弁権及び分別の利益を有しないこと

ウ 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）

エ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合には、主たる債務者の信用状況

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、以下のような説明義務を負うものとし、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求できないものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額〔その他の履行状況〕を通知しなければならないものとする。

イ 債権者は、主たる債務の履行状況が遅延したときは、保証人に対し、遅滞なくその事実を通知しなければならないものとする。

(4) その他の方策

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の〔過大な部分の〕履行を請求することができないものとする。

アジア各国の水産品事情 (中国・サハリン編)

北海道の「食」の最大の魅力の一つに挙げられるのが、新鮮な水産品です。海外でも、カニやホタテなどを中心に非常に人気が高く、今後、アジア各国への輸出拡大が期待されます。小売店での販売状況や日本料理店でのメニューなど、現地の水産品事情について今回は中国・サハリン、次回はタイ・シンガポールと2回に亘りお届けします。

【上海】

上海料理は、甘く濃厚な味付けが特徴で、太湖・長江といった上海近郊の湖や川で獲れる淡水魚のほか、海水魚も食材として登場します。

昔ながらの市場では、近郊で獲れた淡水魚や海水魚を最も安価に購入できます。

大型スーパーマーケットでは、冷凍商品も取り扱っており、種類が豊富です。また、淡水魚を水槽で活きたまま販売するなど、市場に負けない新鮮さをアピールしています。刺身や寿司もパックで販売されており、特に脂が乗っているノルウェー産サーモンは人気が高く、サーモン1種類だけの寿司パックをよく見かけます。

日本産の水産品は、市場にはなく、日系の百貨店やスーパーマーケットで、北海道産と長崎産を中心にホタテやエビ、秋鮭、鯛などが販売されています。

価格は、サンマ1尾を例にすると、市場では中国産約40円、スーパーマーケットでは中国産約80円～145円、日系百貨店の鮮魚コーナーでは北海道産約190円となっています。

日本料理店は、食の多様性や健康志向から人気が高く、上海の日本料理店舗数は2,400を超えています。ジャンルも居酒屋から高級料亭まで幅広く、メニューも刺身や焼き魚、煮つけなど、日本とあまり変わりません。また、日系の回転寿司店も進出しており、店舗ではマグロの解体ショーを行うなど、家族連れに人気であり、活気に溢れています。

また、日本食市場を開拓してきた現地水産会社では、中華料理の食材としてサンマや姫鱈など日本の水産物の活用に向けたイベントを開催するなど、販売先の拡大に向けた取組みを行っています。

日本からの水産品の輸入については、通関の手続きに時間がかかるため、特に鮮魚については、輸入手続きに精通し、卸売機能と物流機能を有する現地水産会社を活用する必要があります。

店舗では、商品に「北海道産」、「長崎産」といった産地表示のシールを貼ったり、「カレイの煮つけ」や「銀ダラの西京漬け」など、馴染みの薄い商品には、詳しい説明表示をつける工夫もしています。現地の魚と差別化し、高級商品に相応しい品質等の付加価値を提供するなどの戦略が求められます。



上海の日系百貨店の海鮮コーナー
「かまぼこ」など商品名を日本語表示

【大連】

2011年の中国の水産品総生産量は5,603万トン（日本は484万トン）で、うち75%が「養殖」、25%が「漁獲」です。大連には、ホタテ等の養殖分野で中国トップの水産会社があります。

三方を海に囲まれた大連では、ホタテ、ウニ、アワビ、カキや昆布など、多くの新鮮な水産品に恵まれ、「大連海鮮料理」というジャンルがあるほどです。

中国のレストランや一般家庭の食卓では、黄魚（スズキの一種）や帯魚（タチウオ）を、蒸したり丸ごと揚げたりして食べます。ナマコはレストランでは食べますが、家庭ではまず食べません。

また、スーパーなどで必ず見かけるノルウェーサーモンは、中国のサーモン市場の占有率80～90%と、独占的な地位を築いています。ノルウェーサーモンは、実際は養殖の「マス」ですが、この人気は脂が乗っているのを好む中国人の舌にマッチした結果です。アラスカサーモンは、天然物で脂も乗っており、しかも中国人の好きな「赤」色の身なので、今後人気が出るかもしれません。

大連では、新鮮な魚介類を買い求める場所は、市場が中心です。スーパーマーケットは価格も高く、冷凍品中心で、切身などのパック販売もほとんどありません。日系スーパーマーケットでは、刺身盛合せなどが販売されていますが、サーモンはノルウェー産、マグロはフィリピン産、ハマチと甘えびは養殖の中国産、と多国籍です。

価格帯は、中国産のホタテ（500g当たり）を例に挙げると、市場で約200円（殻付活）、地場のスーパーマーケットで約580円（殻付冷凍）ですが、日系スーパーマーケットではたった2個（70g）で約460円（ホタテ刺身）といった大きな価格差が存在します。

大連では、約300店の日本料理店が存在し、ヒラメ、オコゼ、ソイ、メバルなどのお造りや握りなど、新鮮な活魚料理も味わえます。

また、マグロの刺身（太平洋沖・大西洋沖・インド洋沖などの遠洋産）は、日本の商社と大連の水産会社との合弁会社が、10年前から加工販売をしており、今や中国全土のマグロシェア4割を占めるまでになっています。他に、ヤリイカ（福建省の養殖）、ホッキ貝（カナダ）、カンパチ（中国養殖）、ウニ（大連産か北朝鮮産）、タラバ（ロシア）、などが流通していますが、北海道産はおろか日本の水産品自体、大連ではほとんど見かけません。

中国への道産水産品輸出は、所定の手続きを経れば制限はありません。大連は600以上もの水産加工場がひしめく「水産加工基地」でもあり、スケソウダラやホタテなどの道産水産品は「加工原料」として多く輸入されています。しかし、大連は新鮮な水産品に恵まれており、鮮魚の参入は厳しいと思われます。

北京の日本人バイヤーからは、「品質の良い北海道の水産品が市場に出回るためには、“ストーリー化”や“動機付け”などのブランド戦略が必要。また、産地がわからなければ価格競争に陥るので、“日本産・北海道産”とパッケージにはっきり表記すべき。トバ、ホタテ貝柱、ホッケ開きなどの乾物や加工品が良いのでは」との意見をいただきました。



大連の海鮮レストラン
水槽から魚を選び調理してもらうスタイルが主流

【サハリン】

サハリンは、海に囲まれており、老若男女問わず魚介類をよく食べます。魚介類は、スーパーマーケットや市場で購入できます。サケマス類、ホッケ、カレイ、タラ、ホタテ、カニなどがよく売られており、ほとんどがサハリン近海で漁獲されたものです。

市場は市街地にあり、市民の台所として古くから日常的に利用されています。ここでは生鮮や冷蔵の魚介類を購入することができ、種類も豊富です。サケマス類やホタテ、カニなどが人気です。価格はアメマスが約500円、ホタテが約2,400円、毛ガニが約800円でした（いずれも1kg当たり）。

スーパーマーケットは、多種多様な食料品が一ヶ所で手に入ることや、チェーン店では品目や品質が均一であることなどから、近年人気が高まっています。ホッケやカレイ、イカなどが売られていますが、ほとんどが冷凍品であり種類も多くありません。調査時の価格はホッケが約500円、カレイが約250円、イカが約300円でした（いずれも1kg当たり）。

また、市場、スーパーマーケットとも、最近では調理の利便性から切り身やフィレも人気ですが、加工賃が加わるため価格は上記の2倍程度にまでなります。

サハリンの家庭料理では、ムニエルや干物などが主流であり、生食が一般的ではないこと、また、新鮮な魚は、自分で釣ったり、釣った魚を分けてもらったりするのが一般的であることから、市場やスーパーマーケットの魚介類に対して、期待感があまり大きくないのかもしれません。

サハリンには、数軒の日本食レストランがあり、寿司、焼き魚、煮魚などのメニューに魚介類が使われています。日本と同じような魚介類が手に入りにくいいため、サハリン近海で獲れるオヒョウやサケ、ニシン、タラなどが中心です。一方、マグロやハマチなど、日本産と思われるものもあります。

日本からサハリンへ輸出する魚種には制限がありません。しかし、現地税関職員が水産品の輸入実務を熟知しておらず、通関手続きに時間がかかってしまうほか、海外の水産品を扱う業者の数も多くありません。このため、日本食レストランで出されるマグロやハマチなどの中にも、ウラジオストクやモスクワを経由してサハリンに入ってきているものがあるようです。北海道の水産品の品質への評価は高いものの、サハリンでの販売量が少ないのが現状です。



サハリンの市場
商品をラッピングしたり、並べ方を工夫

【まとめ】

水産品は、食文化と深い関わりがあり、また鮮度が重視されることから、市民が安価で活きが良いものを求め、日常利用する市場では近海で獲れる魚が大半を占めています。

食文化の多様化に伴い、「日本食」への関心の高まりから、高級食材としてスーパーマーケットでは、「日本産水産品」が販売されています。日本食レストランも増加していますが、日本産の食材を使用している店は少ないのが実態です。

中国最大の貿易見本市 「広州交易会」の活用について

北洋銀行国際部 調査役

(三菱東京UFJ銀行(中国)・広州支店派遣)

湯本 武史

(外国人で溢れる街)

広州市で、4月15日から約3週間、中国最大の貿易見本市である「広州交易会」が開催されました。元々外国人が多く住む広州ですが、交易会開催中は200を超える国から20万人前後のバイヤーが訪れ、ホテルやスポーツバー等は毎日夜遅くまで賑わいを見せます。市内ホテルの宿泊料金は平常の1～2割上昇し、予約も困難になります。今回は、世界中から人の集まるこの「広州交易会」についてお伝えします。

(あらゆるモノが手に入る)

「広州交易会」は、広東省人民政府の主催により、1957年から毎年春と秋の2回開催され、今回で第115回を迎えました。中国全土から2万を超す企業・団体が、食品から自動車部品まで、ありとあらゆるモノを出展し、世界中から買付けのために多くのバイヤーが集まります。

今回の出展品目は、第一期(4月15日～19日)では、家電、電子機器、自動車部品、化学製品、金属製品、建材等、第二期(4月23日～27日)では、日用品、玩具、贈答品、家具、工芸品等、第三期(5月1日～5日)では、衣料品、靴、スポーツ・レジャー用品、食品、医薬保健品、医療機器等と多種多様です。

(その場で即購入)

会場内では、多くのバイヤーがスーツケースを持ち歩き、気に入った商品があればその場でサンプルを次々と買い込んで行きます。交易会の開催期間中は、広州白雲国際空港の輸出荷物の取扱い件数が大きく増加するほどです。

「広州交易会」の毎回の商談成約額は300億米ドル(約3兆円)を超えています。世界最大の展示面積を誇る「ドイツ・ハノーバー国際見本市」の売上額が3億ユーロ(約420億円)ということからも、その成約規模がいかに大きいかわかります。

(中国企業の実力)

交易会は、中国企業の戦略商品や実力を知るには、絶好の機会です。今回の特徴の一つとして、「家電コーナー」では出展された製品の多くが「スマート家電」となった点が挙げられます。スマートフォンやインターネットと連携した製品が各ブースに並び、今後国内外で拡大が見込まれる市場を先取りしたラインアップとなっています。

「食品コーナー」では、にんにくや豆類といった中国の特産品、輸出向けの英語のパッケージのチョコレートやクッキー等の菓子、うどんやわさび等の日本料理の食材と、一言で食品といってもブースによって扱うものは様々です。また「医療機器コーナー」では、手術用のマスク・手袋や点滴器材の横に漢方薬がズラリと並ぶなど中国らしい展示もありました。

(最新情報との出会いの場)

日本からは、毎回5,000人を超えるバイヤーが会場を訪れています。日本企業との成約額は、2012年の秋には日中関係の悪化もあり前回比36.6%減と大きく落ち込んだものの、2013年の春には同38.0%増、同年秋には同3.5%増とすぐに回復し、3回ぶりに日本人バイヤーの数が6,000人を超えました。

中国から商品を輸入している道内企業にとっても、商品アイテムごとに期間が分けられ、多くの商品が一堂に会する「広州交易会」は、中国の最新情報を入手するには最適です。最近、人件費の高騰や人民元高の影響で中国の輸出競争力が弱まってきていると言われているようですが、中国の輸出企業は、海外のニーズに合わせ、低価格な商品のみならず、品質を重視した商品にも対応できるようになってきています。

会場では日本語の通訳サービス(有料)を受けることも可能です。あらゆる商品が揃う「広州交易会」を是非一度ご覧いただき、新たなビジネスチャンスに結びつけてみてはいかがでしょうか。



海外バイヤーで賑わう会場

現地価格調査（2014年 5 月）

（単位：円）

商品	単位	銘柄・産地	上海	大連	バンコク	シンガポール	サハリン
卵	0.5kg	現地産	409	75～196	254	253	218～241
牛乳	1 リットル	現地産	221～501	40 (243ml)	127	245 (830ml)	152～250
じゃがいも	0.5kg	現地産	106～213	49～213	190	94 (アメリカ産)	72
オレンジ	0.5kg	アメリカ産	145	275	279 (1 個)	81 (1 個)	99 (エジプト産)
小麦粉	1 kg		134	227	146	204	120
ビール	350ml	日本メーカーA社製	95	—	—	—	—
	350ml	日本メーカーB社製	—	90	152	294	241
カップラーメン	1 個	日本メーカー製	78	106	238	130	475
ミネラルウォーター	550ml		24	19	22	126	43～100
コーラ	330ml	コカコーラ	34	39	44	81	106
ハンバーガー	1 個	マクドナルド ビッグマック	278	270	636	384	—
タクシー初乗り			229	163	111	277	432～576
ガソリン	1 リットル	レギュラー	122	124	133	179	100
トイレットペーパー	10巻	日本製	215 (現地製4巻)	483	445 (現地製)	531	288 (現地製4巻)
乾電池	単三2本	米国製	106 (現地製)	77 (現地製)	302	259	144
洗濯洗剤	1 kg	日本製	216 (現地製)	188 (現地製)	381	223	1,008
クリーニング代	Yシャツ1枚	現地クリーニング店	163	163	254	326	576
電気料金	1 kwh	住居用	10	8	47	22	9
水道料金	1 m ³	住居用	31	50	31	95	88
新聞	1 部	一般紙	16	16	15	73	69
バス	市内均一区間		32	16～32	25	81～171	43
地下鉄	初乗り		49	—	69	89～196	—
携帯	機種	iPhone 5 S 16G	81,933	86,670	75,207	73,484	86,371
	基本料金／月		753	950	2,544	4,431	4,320
	通話料金／分		4	4	2	12	4
映画チケット	大人1名	時間帯により変動	901～2,294	983～1,147	636～1,431	940	576～1,152

【調査場所】 いずれも日本製品を扱う、比較的高級なスーパーマーケット。
 上海 カルフル古北店、しんせん館古北店、ローソン国際貿易中心店
 大連 カルフル西安路店、ローソン森ビル店
 バンコク トップス、フジスーパー
 シンガポール コールドストレージ、明治屋
 サハリン ユジノサハリンスク市シティモール、携帯電話ショップ「スヴィズノイ」

【換算レート】 2014年4月30日仲値
 1 中国元=16.39円 1 タイバーツ=3.18円 1 シンガポールドル=81.74円 1 ロシアループル=2.88円

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)
22年度	99.9	3.3	99.4	8.8	99.7	2.9	99.2	8.4	96.6	△ 0.2	92.1	△ 1.9
23年度	101.5	1.6	98.7	△ 0.7	102.5	2.8	97.7	△ 1.5	104.6	8.3	103.2	12.1
24年度	r 99.6	△ 1.9	95.8	△ 2.9	100.3	△ 2.1	95.9	△ 1.8	102.8	△ 1.7	r 100.1	△ 3.0
25年度	p101.2	1.6	p 98.9	3.2	p101.5	1.2	p 98.6	2.8	p 99.6	△ 3.1	p 99.1	△ 1.0
25年 1～3月	r100.3	3.7	r 94.6	0.5	r101.7	3.8	r 96.5	3.3	r105.7	△ 2.5	r107.2	△ 2.9
4～6月	r100.4	0.1	96.1	1.6	r100.1	△ 1.6	r 95.5	△ 1.0	r106.9	1.1	r107.6	0.4
7～9月	r101.1	0.7	r 97.8	1.8	r101.2	1.1	r 96.6	1.2	106.5	△ 0.4	r107.5	△ 0.1
10～12月	r101.9	0.8	r 99.6	1.8	r102.5	1.3	r 99.1	2.6	r107.5	0.9	r105.5	△ 1.9
26年 1～3月	p101.8	△ 0.1	p102.4	2.8	p102.5	0.0	p103.3	4.2	p102.4	△ 4.7	p106.1	0.6
25年 3月	r 99.7	△ 1.2	r 95.1	0.3	r101.1	△ 1.0	r 96.8	△ 0.3	r105.7	△ 2.3	r107.2	△ 0.6
4月	r 99.9	0.2	r 95.7	0.6	r100.8	△ 0.3	r 95.7	△ 1.1	r103.7	△ 1.9	r107.1	△ 0.1
5月	r101.1	1.2	97.7	2.1	r101.4	0.6	r 96.4	0.7	r103.3	△ 0.4	r107.5	0.4
6月	r100.1	△ 1.0	r 95.0	△ 2.8	r 98.0	△ 3.4	r 94.5	△ 2.0	r106.9	3.5	r107.6	0.1
7月	r101.0	0.9	r 97.6	2.7	r101.3	3.4	r 96.0	1.6	r105.4	△ 1.4	r108.4	0.7
8月	r100.7	△ 0.3	r 97.1	△ 0.5	r100.5	△ 0.8	r 96.1	0.1	r106.5	1.0	r107.6	△ 0.7
9月	r101.6	0.9	r 98.6	1.5	r101.9	1.4	r 97.7	1.7	106.5	0.0	r107.5	△ 0.1
10月	r101.4	△ 0.2	r 99.2	0.6	r100.9	△ 1.0	r 99.0	1.3	r108.1	1.5	r107.2	△ 0.3
11月	r101.8	0.4	r 99.5	0.3	r103.0	2.1	99.1	0.1	r107.4	△ 0.6	r105.7	△ 1.4
12月	r102.5	0.7	r100.0	0.5	r103.6	0.6	r 99.3	0.2	r107.5	0.1	r105.5	△ 0.2
26年 1月	r103.2	0.7	103.9	3.9	r104.3	0.7	r104.4	5.1	r106.1	△ 1.3	r105.1	△ 0.4
2月	r100.3	△ 2.8	101.5	△ 2.3	r101.8	△ 2.4	r103.4	△ 1.0	r106.0	△ 0.1	r104.2	△ 0.9
3月	p101.9	1.6	p101.8	0.3	p101.5	△ 0.3	p102.2	△ 1.2	p102.4	△ 3.4	p106.1	1.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)
22年度	935,299	△ 2.1	195,785	△ 1.5	220,233	△ 10.5	67,267	△ 4.6	715,067	1.1	128,518	0.3
23年度	948,544	0.3	197,008	0.1	214,071	△ 2.8	67,231	△ 0.1	734,473	1.2	129,777	0.2
24年度	949,656	0.1	r 195,552	△ 0.7	211,547	△ 1.2	66,493	△ 1.1	738,108	0.5	r 129,059	△ 0.6
25年度	p 977,293	2.9	201,432	2.4	p 218,601	3.3	68,924	3.7	p 758,692	2.8	132,508	1.8
25年 1～3月	230,377	0.4	r 47,710	△ 0.8	52,406	△ 0.2	16,465	0.6	177,971	0.6	r 31,246	△ 1.5
4～6月	234,190	1.6	r 47,781	1.4	49,937	2.2	15,992	3.0	184,253	1.5	r 31,789	0.7
7～9月	232,621	1.4	48,009	0.5	49,768	△ 0.2	15,504	0.4	182,853	1.8	32,505	0.6
10～12月	262,643	1.3	54,273	1.0	60,875	0.8	19,235	1.0	201,768	1.4	35,039	1.0
26年 1～3月	p 247,839	7.6	51,368	6.9	p 58,021	10.7	18,193	10.5	p 189,818	6.7	33,175	5.0
25年 3月	81,634	2.2	16,598	3.5	18,968	2.3	5,888	3.4	62,666	2.2	10,710	3.6
4月	77,298	△ 0.5	15,508	△ 1.0	16,353	△ 0.9	5,154	△ 0.6	60,946	△ 0.3	10,354	△ 1.2
5月	77,681	0.8	15,889	0.8	16,363	0.9	5,252	2.4	61,318	0.7	10,637	0.1
6月	79,211	4.7	16,385	4.5	17,221	6.7	5,586	7.1	61,990	4.2	10,799	3.2
7月	79,929	△ 0.7	17,127	△ 0.7	17,914	△ 4.9	6,041	△ 2.7	62,015	0.6	11,086	0.4
8月	78,933	2.0	15,823	0.9	15,684	1.3	4,653	2.4	63,249	2.2	11,170	0.2
9月	73,759	2.9	15,059	1.7	16,170	4.0	4,811	2.5	57,589	2.6	10,248	1.2
10月	77,890	0.7	15,911	0.8	17,555	△ 1.1	5,303	△ 0.9	60,336	1.2	10,608	1.6
11月	79,585	2.0	16,963	1.2	18,343	2.4	6,108	2.1	61,242	1.9	10,855	0.8
12月	105,168	1.1	21,399	0.9	24,977	0.9	7,824	1.4	80,190	1.2	13,575	0.7
26年 1月	80,970	1.9	17,117	0.7	18,835	1.6	6,049	2.4	62,135	2.0	11,068	△ 0.2
2月	r 72,240	4.2	r 14,690	2.4	15,677	5.2	4,785	2.5	r 56,564	4.0	r 9,905	2.3
3月	p 94,629	15.9	19,562	17.0	p 23,508	23.9	7,359	25.0	p 71,120	13.5	12,202	12.6
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は全店ベースによる。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンスストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	円／ドル	円 月(期)末
22年度	447,951	4.0	82,657	4.1	99.9	0.1	99.9	△ 0.4	85.69	9,755
23年度	477,426	6.2	89,758	7.6	100.3	0.4	99.8	△ 0.1	79.05	10,084
24年度	498,629	3.2	95,423	3.3	100.3	△ 0.1	99.5	△ 0.3	83.08	12,398
25年度	511,472	2.6	100,178	5.0	101.6	1.3	100.4	0.9	100.23	14,828
25年 1～3 月	116,016	2.5	22,684	3.0	100.6	0.0	99.3	△ 0.6	92.38	12,398
4～6 月	124,527	2.9	24,313	4.2	100.7	0.1	99.8	△ 0.3	98.74	13,677
7～9 月	136,948	1.9	26,340	4.3	101.3	1.5	100.3	0.9	98.94	14,456
10～12 月	129,808	2.1	25,387	5.1	102.1	2.1	100.8	1.4	100.45	16,291
26年 1～3 月	120,189	3.6	24,137	6.4	102.3	1.7	100.8	1.5	102.78	14,828
25年 3 月	40,505	4.1	8,108	5.1	100.7	△ 0.6	99.4	△ 0.9	94.75	12,398
4 月	39,199	1.7	7,789	2.5	100.6	△ 0.5	99.7	△ 0.7	97.71	13,861
5 月	41,973	2.6	8,252	4.2	100.6	0.0	99.8	△ 0.3	101.08	13,775
6 月	43,355	4.4	8,272	5.8	100.9	0.7	99.8	0.2	97.43	13,677
7 月	46,957	3.2	9,014	4.8	100.9	1.2	100.0	0.7	99.71	13,668
8 月	47,219	2.3	9,047	4.3	101.0	1.4	100.3	0.9	97.87	13,389
9 月	42,772	△ 0.1	8,280	3.8	101.9	1.9	100.6	1.1	99.24	14,456
10 月	43,103	1.7	8,426	4.6	101.8	1.9	100.7	1.1	97.85	14,328
11 月	41,836	3.6	8,198	5.9	102.0	2.4	100.8	1.5	100.03	15,662
12 月	44,869	1.0	8,763	4.9	102.5	2.1	100.9	1.6	103.46	16,291
26年 1 月	40,153	2.4	7,946	5.4	102.4	1.8	100.7	1.4	103.94	14,915
2 月	37,357	2.9	7,468	6.2	102.1	1.5	100.7	1.5	102.13	14,841
3 月	42,679	5.4	8,723	7.6	102.5	1.8	101.0	1.6	102.27	14,828
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
22年度	152,734	△ 4.6	46,592	△ 5.1	62,462	△ 5.7	43,680	△ 2.5	3,788,315	△ 9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
24年度	176,847	12.0	49,142	2.8	68,527	7.6	59,178	27.7	4,439,092	10.7
25年度	198,981	12.5	55,541	13.0	69,615	1.6	73,825	24.8	4,836,746	9.0
25年 1～3月	49,796	△ 7.2	14,414	△ 12.7	18,221	△ 14.0	17,161	7.7	1,315,646	△ 9.2
4～6月	46,445	△ 0.9	12,282	△ 0.9	17,557	△ 4.2	16,606	2.8	995,698	△ 7.5
7～9月	49,639	8.4	13,168	0.5	18,098	△ 1.0	18,373	27.6	1,158,632	1.7
10～12月	41,433	20.5	11,827	28.1	13,697	0.1	15,909	38.7	1,092,306	20.3
26年 1～3月	61,464	23.4	18,264	26.7	20,263	11.2	22,937	33.7	1,590,110	20.9
25年 3月	24,722	△ 8.7	7,410	△ 14.2	9,425	△ 13.7	7,887	5.0	570,691	△ 11.0
4月	14,763	2.1	3,870	5.3	5,913	△ 1.2	4,980	3.8	308,556	0.7
5月	13,877	△ 0.8	3,773	1.1	4,956	△ 2.5	5,148	△ 0.6	308,436	△ 8.7
6月	17,805	△ 3.3	4,639	△ 6.9	6,688	△ 7.9	6,478	4.9	378,706	△ 12.5
7月	18,862	0.6	4,908	△ 3.9	7,396	△ 5.2	6,558	12.3	401,937	△ 9.7
8月	12,797	3.1	3,460	△ 2.6	4,621	△ 0.7	4,716	12.0	310,691	△ 1.6
9月	17,980	23.0	4,800	8.0	6,081	4.3	7,099	63.5	446,004	18.1
10月	14,061	14.3	3,863	23.7	5,204	2.6	4,994	21.5	354,496	18.4
11月	14,858	17.9	4,255	24.3	4,832	△ 2.3	5,771	36.3	378,596	16.7
12月	12,514	31.9	3,709	38.0	3,661	△ 0.2	5,144	64.6	359,214	26.5
26年 1月	15,412	38.1	4,617	50.5	4,836	24.4	5,959	41.7	433,616	30.6
2月	17,924	28.8	5,169	31.3	5,711	16.4	7,044	39.0	490,509	18.8
3月	28,128	13.8	8,478	14.4	9,716	3.1	9,934	26.0	665,985	16.7
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標（3）

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△8.5	112,249	△0.5	89,742	6.2
24年度	35,523	12.5	8,930	6.2	776,431	3.6	123,820	10.3	87,026	△3.0
25年度	34,967	△1.6	9,869	10.5	947,780	22.1	145,711	17.7	97,030	11.5
25年 1～3月	5,439	5.6	2,097	5.1	101,806	△20.7	25,084	△6.0	23,202	△4.6
4～6月	9,789	5.5	2,413	11.8	350,188	19.9	40,700	25.2	22,849	6.4
7～9月	10,484	3.9	2,573	13.3	351,789	29.0	43,227	22.5	24,175	9.6
10～12月	9,685	△9.6	2,713	12.9	124,253	13.2	32,481	5.0	23,006	13.3
26年 1～3月	5,009	△7.9	2,169	3.4	121,550	19.4	29,303	16.8	27,001	16.4
25年 3月	2,536	45.8	715	7.3	71,363	△31.5	12,338	△11.7	11,535	2.4
4月	3,347	1.4	779	5.8	107,337	△9.9	15,991	28.6	6,951	△1.1
5月	2,878	5.8	798	14.5	115,998	40.8	10,842	24.8	7,482	16.5
6月	3,564	9.4	837	15.3	126,853	40.1	13,868	21.7	8,416	4.9
7月	3,100	△6.7	845	12.0	160,202	47.8	15,725	29.4	7,136	6.5
8月	3,486	0.4	843	8.8	103,628	7.6	12,267	7.9	7,060	10.3
9月	3,898	18.1	885	19.4	87,959	29.1	15,235	29.4	9,978	11.4
10月	3,612	△16.1	902	7.1	66,591	9.5	14,205	3.5	7,342	17.8
11月	2,520	△28.3	915	14.1	35,608	21.8	9,416	4.9	7,734	16.6
12月	3,553	22.8	896	18.0	22,054	11.7	8,860	7.5	7,930	6.7
26年 1月	1,266	△10.0	778	12.3	10,233	△19.3	7,776	28.8	6,603	23.6
2月	1,322	△11.6	697	1.0	13,158	△25.9	6,959	3.7	7,004	10.8
3月	2,421	△4.5	694	△2.9	98,159	37.5	14,568	18.1	13,393	16.1
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)ほか2社				内閣府	

■船舶・電力を除く民需（原系列）。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値	倍 原数値	% 原数値	% 原数値	件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
22年度	11,219	△3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△6.7	13,065	△11.3
23年度	10,768	△4.0	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△2.7
24年度	r 11,722	8.9	0.57	0.74	5.1	4.3	432	△6.9	11,719	△7.8
25年度	12,278	4.7	0.74	0.87	4.5	3.9	333	△22.9	10,536	△10.1
25年 1～3月	r 2,516	2.5	0.64	0.82	5.0	4.2	110	△18.5	2,779	△12.7
4～6月	2,853	6.0	0.62	0.74	5.1	4.2	96	△22.6	2,841	△9.1
7～9月	r 3,832	4.0	0.74	0.84	3.7	4.0	76	△29.6	2,664	△8.9
10～12月	r 2,945	4.1	0.80	0.94	4.4	3.7	69	△23.3	2,571	△11.0
26年 1～3月	2,648	5.3	0.81	1.00	4.6	3.7	92	△16.4	2,460	△11.5
25年 3月	r 914	1.9	0.65	0.82	5.0	4.3	43	△17.3	929	△19.9
4月	785	4.0	0.61	0.74	↑	4.4	31	△24.4	899	△10.4
5月	990	7.5	0.61	0.73	5.1	4.2	31	△24.4	1,045	△8.9
6月	1,078	6.1	0.65	0.75	↓	3.9	34	△19.0	897	△8.0
7月	1,184	5.1	0.70	0.80	↑	3.9	27	△18.2	1,025	△0.0
8月	1,429	2.9	0.74	0.84	3.7	4.1	27	△34.1	819	△15.3
9月	1,219	4.2	0.77	0.88	↓	3.9	22	△35.3	820	△11.9
10月	1,112	3.8	0.79	0.91	↑	4.0	26	△23.5	959	△7.3
11月	907	4.8	0.81	0.94	4.4	3.8	25	△19.4	862	△10.5
12月	926	3.6	0.80	0.97	↓	3.4	18	△28.0	750	△15.7
26年 1月	845	8.6	0.79	0.99	↑	3.7	32	14.3	864	△7.4
2月	r 827	0.4	0.82	1.01	4.6	3.6	20	△48.7	782	△14.6
3月	976	6.8	0.82	0.99	↓	3.8	40	△7.0	814	△12.3
資料	(社)北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■「r」は修正値。 ■年度および四半期の数値は月平均値。



調査レポート 2014.6月号 (No.215)

平成26年（2014年）5月発行

発行 株式会社 北洋銀行

企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部

電話 (011)231-8681

＜本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。＞



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。